

勧告に当たって（北九州市人事委員会委員長談話）

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会による給与勧告制度が設けられており、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、勧告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を833円（0.20%）下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うよう勧告するとともに、国の人事院勧告に準じて、東京都特別区等に勤務する職員に係る地域手当の改定を行うよう勧告しました。

また、市内民間事業所における特別給（ボーナス）の支給状況を踏まえ、本市職員の「期末・勤勉手当の支給月数及びその配分」について、国に準じて措置することが適当である旨を言及しました。

これにより、昨年に引き続いての月例給及びボーナスの引上げとなり、2年連続してこれらが引き上げられるのは、平成3年以来24年ぶりのこととなります。

一方、国家公務員に係る給与上の諸課題に対応するため昨年人事院が勧告した「給与制度の総合的見直し」について、本市においても、国家公務員の給与制度との均衡を図るため、来年4月から必要な見直しを行うよう勧告しました。

このほか、「女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進」、「仕事の見直しと時間外勤務の削減」、「心の健康づくり」、「ハラスメント対策」及び「服務規律の保持」などについて、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員法に規定されている情勢適応の原則により、職員の適正な処遇を確保しようとするものです。

関係各位におかれましては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

平成27年9月17日

北九州市人事委員会

委員長 河原 一 雅